

2020 年 7 月号トピックス

【解説】BOI 奨励事業からの利益によって支払われる配当に対する所得税免除恩典。

投資委員会により投資奨励恩典が認められた法人は、仏歴 2520(1977)年投資奨励法第 31 条により、投資奨励恩典事業から生じた純利益について一定期限の間、法人税免税恩典が付与される場合がある。（本稿では、BOI 免税事業ということにする）

その場合、会社が BOI 免税事業から生じた純利益から配当を行った場合、配当を受け取った株主も個人所得税又は法人税の免除を受けることになっている(投資奨励法第 34 条)。その結果、会社は、通常配当金の支払いに対して要求される配当額に対して 10%の源泉徴収税を配当金から控除して歳入局に納付する義務も免除される。

かかる株主への免税恩典を適用するためには以下の点に留意する必要がある。

- (1) 被投資奨励者によって支払われる配当であり、配当原資は被投資奨励者が法人所得税免除期間内に取得した BOI 免税恩典事業からの純利益でなければならない。但し、ここでいう純利益は課税利益、すなわち、法人税申告書（PND50）に記載された BOI 免税恩典事業の純利益を言う。投資奨励事業には、法人税免税恩典とともに光熱費の 2 倍の損金計上が恩典として付与されている場合がある。この場合、もしこの恩典を使用すると、BOI 免税恩典事業の課税利益は減少してしまい、結果として、免税を受けられる配当額も減少してしまう(図 1)。従って、BOI 免税事業から利益が生じた事業年度においては、光熱費 2 倍の損金計上恩典を行使しないことが薦められる（図 2）。逆に、BOI 免税事業に損失が生じている事業年度においては光熱費 2 倍の損金計上恩典を使用するとよい（図 3）。投資奨励事業から生じた損失は法人税免税恩典期限後から 5 年間繰越欠損金として使用することができるからである（仏歴 2520（1977）年投資奨励法第 31 条第 4 項）。

(図 1)

BOI 収益	1000	
BOI 費用	▲ 800	
BOI 純利益	200	
加算	100	
減算	▲ 50	⇒光熱費倍額損金
BOI 課税利益	250	⇒免税対象の配当金原資

(図 2)

BOI 収益	1000	
BOI 費用	▲ 800	
BOI 純利益	200	
加算	100	
減算	0	⇒光熱費倍額損金計上なし
BOI 課税利益	300	⇒免税対象の配当金原資

(図 3)

BOI 収益	1000	
BOI 費用	▲ 1200	
BOI 純利益	▲ 200	
加算	100	
減算	▲ 50	⇒ 光熱費倍額損金計上
BOI 課税利益	▲ 150	⇒ 法人税免除恩典期限後の繰越欠損金

また、複数の BOI 免税事業を遂行している場合、その課税利益は通算して計算する必要がある。これは、長い間争われていたが、最高裁判決 No. 15345/2558 号によりこのような取り扱いが確定した。従って、BOI 免税恩典事業 A での課税利益が 100 あっても、BOI 免税恩典事業 B での課税利益が▲150 の場合、通算すると▲50 となるので、当該会計年度の BOI 免税事業の課税利益は通算すると損失となる。従って、BOI 免税恩典事業 A の課税利益 100 から配当したとしても、この配当について株主の免税恩典はない。

- (2) 株主に対する所得税免除が認められる配当は、仏歴 2560(2017)年投資奨励法により改正された仏歴 2520(1977)年投資奨励法第 34 条により、法人税免除期間満了後から 6 ヶ月以内に支払われる必要がある。
- (3) 被投資奨励者が、BOI 免税恩典事業及び非免税事業の双方を営む場合、当該被投資奨励者は、配当金が BOI 免税恩典事業から生じた純利益を原資とするか、非免税事業から生じた純利益を原資とするか、明確にする必要がある。実務的には、配当決議を行った株主総会議事録又は取締役会議事録で、配当原資が BOI 免税恩典事業から生じた利益の額及びその利益の額から配当が行われたことを明記する必要がある。

もし、BOI 免税恩典事業から生じた利益と非免税事業から生じた利益のどちらから配当金が支払われたか区分せずに支払われた場合、その各々の事業の純利益の割合に比例して配当金を平均するものと解されている。従って、この場合は非免税事業から生じた利益から支払われたと計算された配当部分に対してのみ 10%の源泉徴収税を控除して歳入局に納付する義務がある。

- (4) BOI 免税恩典事業の課税利益から配当を行う場合でも、会社の剰余金を超えて配当を行うことはできない（民商法典第 1201 条）。また、配当額の 5%は法定準備金として会社内部に留保することが義務付けられている（民商法典第 1202 条）。但し、法定準備金は登録資本金の 10%を超えて留保する義務はない。

株主総会又は取締役会決議によって許可された配当金は、民商法典第 1201 条の規定により、決議日から 1 ヶ月以内に支払わなければならない。

パトンワット・チャーイスワン
タイ国弁護士